

入札に付する工事概要				競争参加資格に関する事項						入札事務に関する事項						その他							
工事名	工事場所	工事概要	工期	予定価格	入札方式		建設業許可業種	企業要件	地域要件	企業実績	技術者要件	入札手段	申請書提出期間	入札書提出時の添付書類(各様式の添付資料を含む。)	事前条件確認通知日(予定)	事前条件確認において競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明提出期限(予定)	質問受付期間	開札日時	開札場所	落札決定日(予定)	事後条件確認において競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明提出期限(予定)	最低価格対象案件	質問提出先
					契約後VE	事後審査方式																	
井田川・能褒野処理分区舗装復旧工事(その2)	亀山市川合町地内	<p>【補助】 アスファルト舗装工 表層工 密粒度As(20)改質Ⅱ型 t=5cm A=354㎡ 基層工 再生粗粒度As(20) t=5cm A=354㎡ 表層工 再生密粒度As(13) t=5cm A=20㎡ 表層工 再生密粒度As(13) t=4cm A=1,800㎡ 表層工 再生密粒度As(13) t=3cm A=36㎡ 上層路盤工 瀝青安定処理30 t=10cm A=354㎡ 上層路盤工 粒度調整碎石M-30 t=10cm A=11㎡ 区画線工 実線 白 W=15cm L=100m</p> <p>【単独】 アスファルト舗装工 表層工 密粒度As(20)改質Ⅱ型 t=5cm A=145㎡ 基層工 再生粗粒度As(20) t=5cm A=145㎡ 表層工 再生密粒度As(13) t=5cm A=8㎡ 表層工 再生密粒度As(13) t=4cm A=1,140㎡ 表層工 再生密粒度As(13) t=3cm A=66㎡ 上層路盤工 瀝青安定処理30 t=10cm A=145㎡ 上層路盤工 粒度調整碎石M-30 t=10cm A=4㎡ 区画線工 実線 白 W=15cm L=47m</p>	契約締結日から120日間	事前公表は行わない。	○	ほ装工事	次に掲げる企業要件のいずれかを満たしていること。 (ア) 亀山市に本店を有する者は、三重県経営事項評価・総合点(ほ装工事)が650点以上であること。 (イ) 亀山市に支店又は営業所を有する者は、三重県経営事項評価・総合点(ほ装工事)が800点以上であること。 (ウ) 四日市市、鈴鹿市又は津市に本店を有する者は、三重県経営事項評価・総合点(ほ装工事)が900点以上であること。	亀山市に本店、支店若しくは営業所を有すること又は四日市市、鈴鹿市若しくは津市に本店を有すること。	—	—	契約時に建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に規定する主任技術者及び監理技術者(以下「主任技術者等」という。)について、次に掲げる要件を満たしている者を配置すること。 ア 舗装工事業に関して、次のいずれかに該当する者 (ア) 建設業法による技術検定の1級又は2級に合格した者(建設業法施行規則第7条の3に規定された者) (イ) 技術士法による2次試験に合格した者(建設業法施行規則第7条の3に規定された者) (ウ) 建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者 イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者 ウ 参加資格確認申請書提出日において、入札に参加しようとする者と継続して3月以上の雇用関係にある者	郵便入札(一般書留又は簡易書留)ただし、持参による提出も認める。	令和5年9月19日(火)から同月26日(火)まで	令和5年9月29日(金)	令和5年10月3日(火)	令和5年9月20日(水)から同月28日(木)まで	令和5年10月10日(火)午前9時30分から	亀山市役所西庁舎3階 第5会議室	令和5年10月13日(金)	令和5年10月18日(水)	○	総務財政部財務課(連絡先下記参照)	

(注意事項)

「入札に付する工事概要」

入札方式の契約後VEに○がある場合は、契約後VE方式の工事です。

入札方式の事後審査方式に○がある場合は、事後審査方式の工事です。

予定価格については事前公表はいたしません。

「競争参加資格に関する事項」

技術要件(技術者要件)における監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

「入札手段に関する事項」

郵便による入札書の送付方法は、一般書留又は簡易書留により、令和5年10月6日(金)を配達指定日とした上で、亀山市本丸町577番地 亀山市長(総務財政部財務課)宛に送付してください。

入札書の到達期日は令和5年10月6日(金)とします。なお、郵送に要する費用は入札参加者の負担とします。

持参による場合は、令和5年10月3日(火)までに、亀山市役所2階 総務財政部財務課へ提出してください。

「その他」

最低制限価格設定案件に○がある場合は、亀山市契約規則第8条で規定する最低制限価格を設定している工事です。

総務財政部財務課連絡先

tEL 0595-84-5025

FAX 0595-82-9955

メール keiyAkukAnzAi@city.kAmeyAmA.mie.jp